平成２２年（フ）第１３４号
新潟県三条市東新保７番18号
債務者　廣川　　治
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１３８号
新潟県燕市分水東学校町１丁目４番14号
債務者　服部　　茂
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第７号
岐阜県多治見市松坂町４丁目16番地の13
債務者　水田　行紀
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１１号
静岡県沼津市志下86番地の１　アイリス桃郷318
債務者　野口　利治
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
三重県松阪市久保町1518番地６
債務者　川野　秀人
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第８１号
香川県三豊市三野町吉津乙1599番地１
債務者　源代　義弘
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１８２号
北海道岩見沢市日の出南１丁目２番11号
債務者　池上　則幸
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１８３号
北海道岩見沢市日の出南１丁目２番11号
債務者　池上　愛子（旧姓眞崎）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２０４号
北海道岩見沢市大和１条３丁目５番地１
パークマンションＶ１－Ａ
債務者　朝井　悠太
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第２号
北海道岩見沢市東町一条８丁目922番地６
市営住宅13―３号棟101号室
債務者　大野　哲之
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１１号
北海道岩見沢市日の出台６丁目２番２―304号　市営住宅２号棟304
債務者　坂下　悦子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１２号
北海道岩見沢市日の出台10丁目１番５号　加藤アパート201号
債務者　大川千代美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第８号
岩手県奥州市胆沢区南都田字蓮平31番地20
債務者　岩渕恵利子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２１号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字鬼越１番地７
債務者　高橋　正彦
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２２号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字鬼越１番地７
債務者　高橋由紀子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２８号
盛岡市西青山１丁目７番６―302号
債務者　田中　浩昭
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２９号
盛岡市西青山１丁目７番６―302号
債務者　田中美智子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部